

生活習慣病管理料Ⅱへの移行のお知らせ

2024年6月1日から診療報酬が改定になります。
今回の改定では、特定疾患療養管理料の対象疾患から
「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」が除外となります。
(但し、在宅自己注射指導管理料等を算定している方は除く)

厚生労働省からの指示により、糖尿病、高血圧、脂質異常症
を主病で通院の患者様には生活習慣病管理料（Ⅱ）を算定し、
療養計画書を基に指導することが必須となりました。

定期受診時に、**療養計画書について説明・同意等を取らせて
いただきます。（初回のみ療養計画書へ署名）**
窓口負担についても、これまでの金額から変更があります。

皆様のご理解、ご協力お願いいたします。

28日以上長期の処方を行うことを推奨させていただいております。
リフィル処方箋は準備中です。



INAGAKI
HEART CLINIC

2024年6月1日